

平成二十年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号

地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第四十七条第四項の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十條の四第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令を次のように定める。

地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条第三項の規定に基づく主務大臣の権限は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任されるものとする。ただし、主務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

財務大臣の権限	都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域を管轄する財務局長（当該区域が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）又は国税局長
厚生労働大臣の権限	都道府県又は指定都市等の区域を管轄する地方厚生局長（当該区域が四国厚生支局の管轄区域内にある場合にあつては、四国厚生支局長）
農林水産大臣の権限	都道府県又は指定都市等の区域を管轄する地方農政局長及び北海道農政事務所長又は森林管理局長
経済産業大臣の権限	都道府県又は指定都市等の区域を管轄する経済産業局長
国土交通大臣の権限	都道府県又は指定都市等の区域を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第一項第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第百二十八号に掲げる事務並びに同項第八十六号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長
環境大臣の権限	都道府県又は指定都市等の区域を管轄する地方環境事務所長
防衛大臣の権限	都道府県又は指定都市等の区域を管轄する地方防衛局長

附 則
この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二十七日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

（施行期日）

1 この命令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2 地方自治法の一部を改正する法律附則第二条に規定する施行時特例市に対するこの省令による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十條の四第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令の適用については、表財務大臣の権限の項中「若しくは同法」とあるのは、「同法」と、「中核市」とあるのは「中核市若しくは地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

附 則（平成二十八年四月一日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第三号）

この命令は、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十八年五月二十七日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第五号）

この命令は、公布の日から施行する。